

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が求められる中、企業価値の最大化を図るために、経営判断の迅速化及び経営チェック機能の充実を目指すとともに、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼を得るべく、コンプライアンスの徹底及び経営活動の透明性の向上に努めております。また、このような経営を推進するため、当社グループ全社員がとるべき行動の指針として「自主行動基準」を制定いたしており、同自主行動基準を、当社グループ全社員が着実に遵守・実行することにより、企業理念に根ざした社会的責任を果たすよう努めていく所存であります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

##### 【原則3-1. 情報開示の充実】

##### 5. 個々の選任・指名についての説明

社外役員については、個々の選任理由を株主総会の招集通知に記載しており、社内役員の選任については、株主総会の招集通知に略歴等を記載しております。

今後、個々の選任・指名を行なうに際しては、経歴や実績等を個別に説明し、社内的な判断が適正に行える体制を整えるとともに、取締役、監査役の選任時には、株主総会招集通知に株主が選任可否を判断するための情報を記載することといたします。

##### 【原則4-2. 取締役の役割・責務(2)】

##### 補充原則4-2(1)

当社では、現状、ストックオプション制度などの導入は行っておりません。

今後につきましては、中長期の持続的成長に向けて、各取締役並びに各執行役員の評価を報酬に適切に反映させるため、各取締役並びに各執行役員の成果に見合うインセンティブプランの導入を検討してまいります。

##### 【原則4-11. 取締役会の実効性確保のための前提条件】

##### 補充原則4-11(3)

現在は取締役会全体の実効性について、分析・評価を実施しておりません。

今後、取締役会全体の実効性評価に関する手法等を検討し、これを毎年実施の上、その結果の概要を開示する予定です。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

##### 【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、持続的に企業価値を向上させるため、事業戦略上の重要性や取引先との関係性を総合的に判断し、政策的に株式を保有しております。また、同業他社の動向把握等を目的として、必要最低限の投資額にて株式を保有しております。

今後、取締役会は毎年保有の合理性を確認し、保有継続の可否及び株式数の見直しを行うことといたします。

政策保有株式に関しましては、投資先企業の経営方針や経営戦略等を尊重した上で、当社グループ及び投資先企業の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かを総合的に判断して議決権を行使いたします。

##### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との間で取引を行う場合、会社法等の関係法令及び取締役会規程等の社内規則に従い、必要に応じて取締役会の承認を経るものとしております。取締役会の承認にあたっては、一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性及び経済合理性について確認するものとしております。

##### 【原則3-1. 情報開示の充実】

##### 1. 企業理念、経営戦略、経営計画

当社グループは「報恩」「革新」「統合」を経営理念とし、「地域コミュニティの中核となるドラッグストアチェーン」を社会的インフラとして確立するため、「楽・美・健・快(より楽しく・より美しく・より健康で・より快適な生活へ)」の未来を創造し、企業価値の向上を図ることを経営の基本方針としております。

また、顧客第一主義という考えのもと、日常生活の「利便性」と創業以来のテーマである「未病対策」の提案・推進により、地域の皆様の健康でより豊かな生活を実現することで、社会に貢献する企業を目指しております。

現在、長期ビジョンとして「連結売上高1,500億円・500店舗体制」の実現を掲げており、収益構造の改善と連結売上高の成長の実現により、現在推進中の「第1次中期経営計画」の達成に努めております。

さらに、キリン堂グループの企業理念、自主行動基準、人事基本方針を定め、これらを当社ホームページ(<http://www.kirindo-hd.co.jp/philosophy.html>)に掲載しております。さらに、経営戦略及び経営計画については、決算発表、決算説明会、会社説明会などで公表・開示しており、当社ホームページ(<http://www.ir.kirindo-hd.co.jp/ja/Top.html>)にも掲載しております。

##### 2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当社ホームページ(<http://www.ir.kirindo-hd.co.jp/ja/ManagementPolicy/CorporateGovernance.html>)に掲載しております。

##### 3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定

取締役の報酬金額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や各役位の役割と責任に応じた報酬体系としており、社外役員が参加する取締役会において決定しております。今後は、代表取締役と社外取締役の協議により取締役会に上程する報酬等の案を定

め、取締役会で審議の上、決定することといたします。

#### 4. 経営陣幹部選任、取締役候補指名

当社の経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関しては、識見・実績・能力・人柄等を総合的に勘案し検討の上、社外役員が参加する取締役会で審議、決議の上、株主総会に付議しております。今後は、客観性が保たれるよう、代表取締役と社外取締役の協議により取締役会に上程する人事案を作成し、取締役会で審議、決議の上、株主総会に付議することといたします。

#### 【原則4-1. 取締役の役割・責務(1)】

##### 補充原則4-1(1)

当社は、法令又は定款に定められたもののほか、経営上重要な事項を取締役会の決議事項として取締役会規程において定めております。取締役会は、当社の経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行ないます。また、一定の業務執行に関する意思決定については、グループ経営活動の効率化並びに迅速化の観点から、権限を業務執行取締役、執行役員に委任しております。

#### 【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立的な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。加えて、独立社外監査役も2名選任しており、取締役会において有益な意見・質問・発言をしており、計4名の独立社外役員で、経営の監視及び監督は機能しております。

#### 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことを独立性判断基準としています。また、当基準を満たしており、実質的にも独立した立場で職務遂行できると判断できる人物から、識見・実績・経験・人柄等を勘案の上、独立社外取締役の候補者として選定しております。

#### 【原則4-11. 取締役会の実効性確保のための前提条件】

##### 補充原則4-11(1)

当社の取締役会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮して構成することとしております。

なお、当社の定款にて定める取締役人数は9名以内であり、現在、取締役7名中、2名の社外取締役で構成されており、取締役会を有効に機能させる構成としては適正と判断しております。

##### 補充原則4-11(2)

取締役・監査役の他の兼任状況については、その数は合理的な範囲にとどめられており、毎年、事業報告及び株主総会参考書類において、その兼任状況を開示しております。

#### 【原則4-14. 取締役のトレーニング】

##### 補充原則4-14(2)

取締役・監査役は、その期待される役割・責務に応じ、会社法及び時事の情勢に適した内容による講習会等の実施のほか、社外研修会・講習会や交流会に参加する機会を設ける等、必要な知識の習得及び取締役・監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

加えて、社外取締役・社外監査役については、会社の事業等に対する理解を深めるために、必要な説明は取締役会の定期的な報告の中で実施するほか、必要に応じて、当社グループの各子会社の役員等による事業説明等、情報提供を行っております。

#### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

1. 株主との対話は、社長及び経営企画部管掌の執行役員が中心となり、経営企画部内のIR・広報室が決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけています。また、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、経営企画部内のIR・広報室が担い、合理的な範囲で必要に応じ、社長及び経営企画部管掌の執行役員が対応することとしています。

2. 株主との対話を促進するため、社内の関連部門は、開示資料の作成や情報の共有等、積極的に連携を取りながら業務を行っております。

3. 個別面談以外の対話の手段として、機関投資家に対して、半期毎に決算説明会を開催するほか、第1四半期並びに第3四半期はスモールミーティングを実施しており、その情報はプレゼンテーション資料並びに外部レポートとして当社ホームページに公開しております。さらに、個人投資家向け会社説明会も実施しております。

4. 株主やステークホルダーとの対話において把握した意見は、取締役や執行役員、関係各部に対して適宜フィードバックし、情報の共有・活用を図っております。

5. 決算発表前の期間は、沈黙期間として投資家との対話を制限しています。

また、インサイダー情報については、社内の内部情報管理・内部者取引規制に関する「インサイダー情報管理グループ規程」に従い、情報管理の徹底を図っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
康有株式会社	1,589,240	14.02
キリン堂協栄会持株会	1,120,100	9.88
寺西 豊彦	695,920	6.14
寺西 俊幸	690,090	6.08
キリン堂ホールディングス社員持株会	591,098	5.21
寺西 忠幸	554,770	4.89
寺西 貞枝	543,940	4.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	304,400	2.68
エーザイ株式会社	182,000	1.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	154,600	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
大武 健一郎	他の会社の出身者								△				
井上 正康	学者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大武 健一郎	○	—	財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任し、国の財政運営に携わったことによる豊富な経験と高度な専門的知識を有しております。また、直接企業経営に関与した経験等から、当社の経営の意思決定プロセスにおいて、社外経営者の目線から意見を述べることができ、さらに、同氏を含めた複数の社外取締役及び社外監査役が加わることにより、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化が期待できると判断し、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社子会社の取引先の出身ですが、既に退職しており、当該取引先との取引額は仕入額の総額の1%未満であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない方であると判断し、独立役員として指定しております。

井上 正康	○	——	直接企業経営に關与した経験はありませんが、大学教授としての長年の研究と専門的な知識、経験等を当社経営に反映していただくため、社外取締役を選任しております。また、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(内部監査部門と監査役、会計監査人との連携状況)  
 当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、監査役は、会計監査人から監査計画の説明及び監査報告を受けるとともに、往査時における立会いなどを通じて適宜情報交換を図ることにより相互間の連携強化を図っております。また、監査役は、内部監査部門の監査報告における記載事項を確認し、必要に応じて報告を求めるなどして適宜連携を取り、その結果を監査役会に報告することにより、内部統制の実効性を担保する努力をいたしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)														
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m		
黒田 隆夫	他の会社の出身者													△		
西 育良	公認会計士													△		

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒田 隆夫	○	——	同氏の金融機関や事業会社での経営者としての豊富な経験や幅広い知見をベースに、客観的・中立的な立場での意見を当社監査体制に

			活かしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。
西 育良	○	——	同氏の公認会計士としての専門的見地から客観的・中立的な立場での意見を当社監査体制に活かしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。 なお、同氏は、当社と監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツの出身であり、2010年度のみ当社子会社の監査業務を担当しておりますが、既に当監査法人を退職しており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない方であると判断し、独立役員として指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

——

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、現状、ストックオプション制度などの導入は行っておりません。今後につきましては、中長期の持続的成長に向けて、各取締役並びに各執行役員の評価を報酬に適切に反映させるため、各取締役並びに各執行役員の成果に見合うインセンティブプランの導入を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

直前事業年度(平成28年2月期)における取締役及び監査役の報酬等の総額

1. 取締役(支給人員9名)の報酬総額 108百万円(全て基本報酬)  
うち、社外取締役(支給人員2名)の報酬総額 6百万円(全て基本報酬)
2. 監査役(支給人員5名)の報酬総額 15百万円(全て基本報酬)  
うち、社外監査役(支給人員4名)の報酬総額 6百万円(全て基本報酬)

(注)

1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、第1期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名及び社外監査役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年5月28日開催の第1期定時株主総会において年額150百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成27年5月28日開催の第1期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

——



## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会における審議事項や報告事項について、資料に基づき経営企画部門等から直接事前説明を受けるほか、電子メール等を利用して情報交換を図っております。  
さらに、社外監査役に対しては、常勤監査役から定期的に必要事項について報告することとしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度採用会社であり、会社の機関としては株主総会、取締役会及び監査役会、執行役員会を設置しております。

### (1) 取締役及び取締役会、執行役員制度、執行役員会

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されており、法令等に定める重要事項の意思決定を行うとともに、定例取締役会を月1回、緊急を要する議題がある場合は臨時取締役会を適宜開催し、当社グループ全体の重要事項について、的確かつ迅速な意思決定を行い、急速に変化する経営環境に対応出来る経営体制をとっております。

また、当社は、執行役員制度を導入し、企業経営における業務監督機能と業務執行機能を分離し、取締役と執行役員の機能及び責任を明確にすることにより、ガバナンス機能を強化しております。

さらに、グループ経営の執行に関する重要事項を決議、協議及び報告する機関として、執行役員で構成される執行役員会を設置しており、原則月1回以上本社または電話会議を利用して開催し、議題に応じて関係者を招集の上、情報や課題を共有し、迅速に経営に関する意思決定ができるよう体制を整えております。なお、執行役員会で決議、協議及び報告された重要事項のうち必要なものは、取締役会に議案として上程され、その審議を受けております。

また、当社では独立性の高い社外取締役2名を独立役員として指定しております。

### (2) 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役は2名)で構成されており、取締役の職務執行の状況を客観的な立場から監査を実施し、経営監視機能の充実を図っております。

また、監査役は、取締役会などの重要会議に出席し、取締役の職務執行の状況を客観的な立場から監査を実施し、経営監視機能の充実を図るほか、取締役に対して適法経営の視点で適宜意見の表明を行い、その結果を監査役会に報告することにより、内部統制の実効性を担保する努力をいたしております。さらに、監査役は、内部監査室の監査報告における記載事項を確認し、必要に応じて報告を求めるなどして、緊密な連携を保つよう努めるほか、会計監査を担当する監査法人から監査計画の説明及び監査報告を受けるとともに、往査時における立会いなどを通じて適宜情報交換を図ることにより相互間の連携強化を図っております。

また、当社では独立性の高い社外監査役2名を独立役員としております。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 内部統制のしくみについて

#### [内部監査室]

当社は内部監査部門として、社長の直轄組織の内部監査室を設置し、当社の各部署及び当社の子会社に対し、業務の適正な運営がなされているか計画的に監査を行うとともに、不正過誤を防止し、業務の改善、能率の向上に努めております。

さらに、内部監査上必要のある時は、内部監査室は社長の承認を得て、他部署より臨時の内部監査担当者を選任することにより、監査の実効性の確保を図っております。また、監査役、会計監査人並びに内部統制室とも適宜連携を取り、監査を実施しております。

#### [内部統制室]

当社は内部統制部門として、社長の直轄組織の内部統制室を設置し、内部統制体制のモニタリングを実施し、事業活動の適切性・効率性を確保しております。

また、当該部署では、監査役、内部監査室並びにグループコンプライアンス委員会・グループリスク管理委員会とも適宜連携を取り、内部統制体制構築・改善に努めております。

#### [グループリスク管理委員会]

当社は、グループのリスク管理に対する基本方針を「リスク管理グループ規程」として定め、リスクが発生した際の対処法を「危機管理グループ規程」に定めております。

また、平常時におけるグループの全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下に、グループリスク管理委員会を設置しております。当委員会は、リスク管理体制の充実・強化を目的として定期的に開催され、その中でリスク管理活動、教育・研修等を行うことでリスク管理体制の充実・強化に努めており、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告しております。

なお、常勤監査役及び内部監査室長も当委員会に出席しております。

また、重大なリスクが顕在化した際は、「危機管理グループ規程」に基づいて緊急時対策本部を設置し、危機の収束に向けて被害を最小限に抑制するための適切な措置を講じます。

上記の他、経営上、法律問題が生じた時には、顧問弁護士と随時確認をとり、適切なアドバイスを受ける体制をとっております。

### (4) 会計監査人

会計監査につきましては、当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。なお、当社と同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員との間に特別な利害関係はありません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の最大化を図るために、経営判断の迅速化及び経営チェック機能の強化により、コンプライアンスの徹底と透明性の高い経営を実現を目指しております。

そのような考えのもと、執行役員制度を導入し、企業経営における業務監督機能と業務執行機能を分離し、取締役と執行役員の機能及び責任を明確にするほか、独立性及び専門性の高い社外取締役もしくは社外監査役を含む取締役会もしくは監査役会、ならびに会計監査人及び内部監査部門との連携強化によるチェック機能の強化により、コンプライアンスの徹底及び透明性の高い経営を実現することができるとの判断に基づき、現状の体制を採用しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社では、2016年5月開催の定時株主総会より、招集通知発送日前に、東京証券取引所のウェブサイトの開示するほか、当社ホームページ( <a href="http://www.ir.kirindo-hd.co.jp/ja/">http://www.ir.kirindo-hd.co.jp/ja/</a> )に掲載公表しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>当社は、下記の基本方針、開示基準等のディスクロージャー・ポリシーを定めております。</p> <p>1. 基本方針 当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆さまから、正しい理解と適正な評価を受けるとともに、持続的な信頼関係を構築・維持するために、積極的かつ適時、適切、公正な企業情報の開示に努めることを基本方針といたします。</p> <p>2. 情報開示の方法 東京証券取引所が制定する適時開示規則に該当する情報の開示については、同規則に従い、東京証券取引所の提供する「TD-net(適時開示情報伝達システム)」を通じて公開するとともに、公開後速やかに当社ウェブサイトに掲載するよう努めます。</p> <p>3. 沈黙期間 当社は、決算情報の漏洩防止と公平性確保のために、通期、各四半期の決算期末日の翌日から決算発表日までを沈黙期間に設定し、当該決算に関する質問への回答やコメントを控えております。ただし、沈黙期間中においても、公表された直近の業績予想から大きな差異が生ずる見込みが発生した場合には「TD-net(適時開示情報伝達システム)」等を通じて適切な開示を行った上で、質問に対応いたします。なお、沈黙期間であっても、すでに公表されている情報に関するご質問等については適宜対応いたします。</p> <p>4. 将来の見通し 当社ウェブサイトに掲載されている当社及び関係会社の計画、将来の見通し、戦略等のうち、過去または現在の実態に関するもの以外は、将来の業績等に関する見通しであり、これらは、現時点で入手可能な情報から得られた判断及び仮定に基づくものです。したがって、経済情勢や様々なリスクや不確定要因により、実際に公表される業績等が見通しとは異なる可能性があることをご承知おき下さい。</p> <p>5. 市場の風説への対応 当社に関する市場の風説に関しては、コメントしないことを基本方針といたします。ただし、風説が市場に大きな影響を与えると認められる場合、または証券取引所等から照会がある場合には、その定める基準ならびに方法に従って適切に対応いたします。</p> <p>なお、当社ウェブサイト(<a href="http://www.kirindo-hd.co.jp">http://www.kirindo-hd.co.jp</a>)にも掲載しております。</p>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は年間数回の個人投資家向け会社説明会を定期的に開催しております。個人投資家に対する情報発信の公平性と直接情報発信の重要性を鑑み、代表取締役または担当役員もしくは担当執行役員が出席の上、会社概要、経営戦略ならびに中長期ビジョンなどを中心に説明する場といたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、半期毎にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。実施時期は、原則、第2四半期決算ならびに本決算発表後の1週間以内を目途といたします。代表取締役をはじめ担当役員ならびに担当執行役員が出席の上、決算概要ならびに経営戦略、中長期ビジョンなどを中心に説明し、市場への積極的な情報提供の場といたします。また四半期開示に対応し、第1四半期決算ならびに第3四半期決算発表後の1週間以内を目処に、担当役員もしくは担当執行役員が出席する説明会を実施しております。	あり
	(1)決算短信等の決算情報 (2)決算情報以外の適時開示資料 (3)有価証券報	



IR資料のホームページ掲載	告書・四半期報告書(4)決算レポート(5)月次情報(6)メールマガジン登録
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内にIR・広報室を担当窓口として設置し、IR担当者2名を配置しております。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、店頭での募金活動のほか、セルフメディケーション推進活動として、(1)店舗での健康フェアの実施(当社グループの薬剤師・登録販売者が、体成分分析・血圧・骨密度・脳年齢などの測定数値を見ながら、生活習慣改善のアドバイスや健康に関するご相談をお受けする活動)、(2)健康セミナー開催(新聞社との共催や個人投資家向け会社説明会などの場で、当社グループの薬剤師が講師となり、一般の方向けに健康セミナーを開催する活動)などを行っております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議し、これに基づき整備を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社グループのコンプライアンス体制に関するコンプライアンスグループ規程により、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守した行動を取るための行動規範を定めている。また、その徹底を図るため、グループコンプライアンス委員会を設け、同委員会の委員長は当社のコンプライアンス担当取締役とする。
- ・ グループコンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスに対する取り組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に取締役及び使用人の教育等を行う。これらの活動は定期的に取り締り役会及び監査役会に報告する。
- ・ 法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 各種議事録、起案申請等取締役の職務執行に係る文書について、文書取扱規程に基づき作成し、保存する。
- ・ 取締役及び監査役、内部監査部門は、これらの文書を必要に応じ閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する事項

- ・ 当社グループのリスク管理を体系的に定めるリスク管理グループ規程により、当社グループのリスク管理活動を統括する機関としてグループリスク管理委員会を設置し、同委員会の委員長は当社のリスク管理担当取締役とする。
- ・ グループリスク管理委員会は、当社グループのリスク管理の状況を検証するとともに、新たなリスク管理の判明等の状況に応じてリスク管理の見直しを行う。これらの活動は定期的に取り締り役会及び監査役会に報告する。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役及び使用人が共有する全体的な目標を定め、この浸透を図るものとする。業務担当取締役は、この目標達成に向けて実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定する。
- ・ ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的なその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・提言する等の改善を促すことにより、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社グループにおける内部統制の構築を目指し、内部統制室が、当社及びグループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社の業務状況については、各社より定期的に取り締り役会に報告する。
- ・ 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を取り締り役会及び監査役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ・ 監査役を補助すべき使用人は、内部監査室に所属する使用人とする。監査役は同室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査室長の指揮命令は受けないものとする。
- ・ 取締役は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役を補助するために必要な時間を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況、その他重要な重要事項を速やかに報告する体制を構築する。また、公益通報者保護規程に基づき、監査役に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止する。

(8) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について所要の費用の前払いまたは償還等の請求を受けたときは、その費用が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用及びその債務を処理するものとする。

(9) その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制

監査役は業務の執行状況を把握するため、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席し意見を述べることができる。また、監査役会は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することとする。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、直前連結会計年度(平成28年2月期)における運用状況の概要は以下のとおりであります。

「グループリスク管理委員会」を開催し、当社グループのリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。また、「グループコンプライアンス委員会」を開催し、当社グループのコンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会には、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

内部統制室は、取締役会の承認を受けた内部統制基本計画に基づき、対象となる拠点について整備評価及び運用評価を行い、その結果及び改善状況を取締役会及び監査役会に報告しました。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。

さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、グループコンプライアンス委員会、グループリスク管理委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶します。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当な要求行為に備え、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、弁護士等外部の専門機関と連携を築いております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

当社では、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう、社内ですべて「インサイダー情報管理グループ規程」等に基づき、会社情報を以下のように取り扱っております。

1. 社内体制

(1) 当社は、社内ですべて定めのある事前協議事項につき、子会社が所定の決議機関への付議を行う前に、当該内容を当社経営企画部へ報告する制度を設けており、当社及び子会社において適時開示の対象となる会社情報の一元管理を行っております。

さらに、会社情報については、社長の指名した情報取扱責任者に速やかに報告が行われるとともに、経営企画部内のIR・広報室が「企業内容等の開示制度」や「適時開示規則」に照合、開示必要の有無を検討する体制をとっております。

(2) 情報取扱責任者は、経営企画部内のIR・広報室より、その会社情報が開示すべき重要事実該当するかの照合結果報告を受け、該当する場合は開示時期の判断を所管部門担当執行役員と協議をし、情報取扱責任者が決定いたします。

2. 適時開示手続

情報取扱責任者は、重要事実に関して、次のような手続を経て、遅滞なく公表いたします。

(1) 決定事実及び決算に関する情報については、情報取扱責任者が代表取締役へ報告するとともに、所管部門の担当執行役員が取締役に付議、承認後、遅滞なく開示しております。

(2) 発生事実に関する情報は、当該事実を認識した子会社並びに部門等から、当社経営企画部ならびに情報取扱責任者に速やかに報告される体制となっており、経営企画部内のIR・広報室が「企業内容等の開示制度」や「適時開示規則」に照合、開示必要の有無を検討する体制をとっております。開示が必要と判断した場合には、情報取扱責任者が代表取締役へ報告を行うとともに、遅滞なく開示手続を行っております。その際は、後日改めて、所管部門の担当執行役員から取締役会へ報告が行われます。

なお、業績予想の修正等に関する情報の開示については、発生事実に関する情報の開示と同様の手順により、迅速な情報開示を行うこととしております。

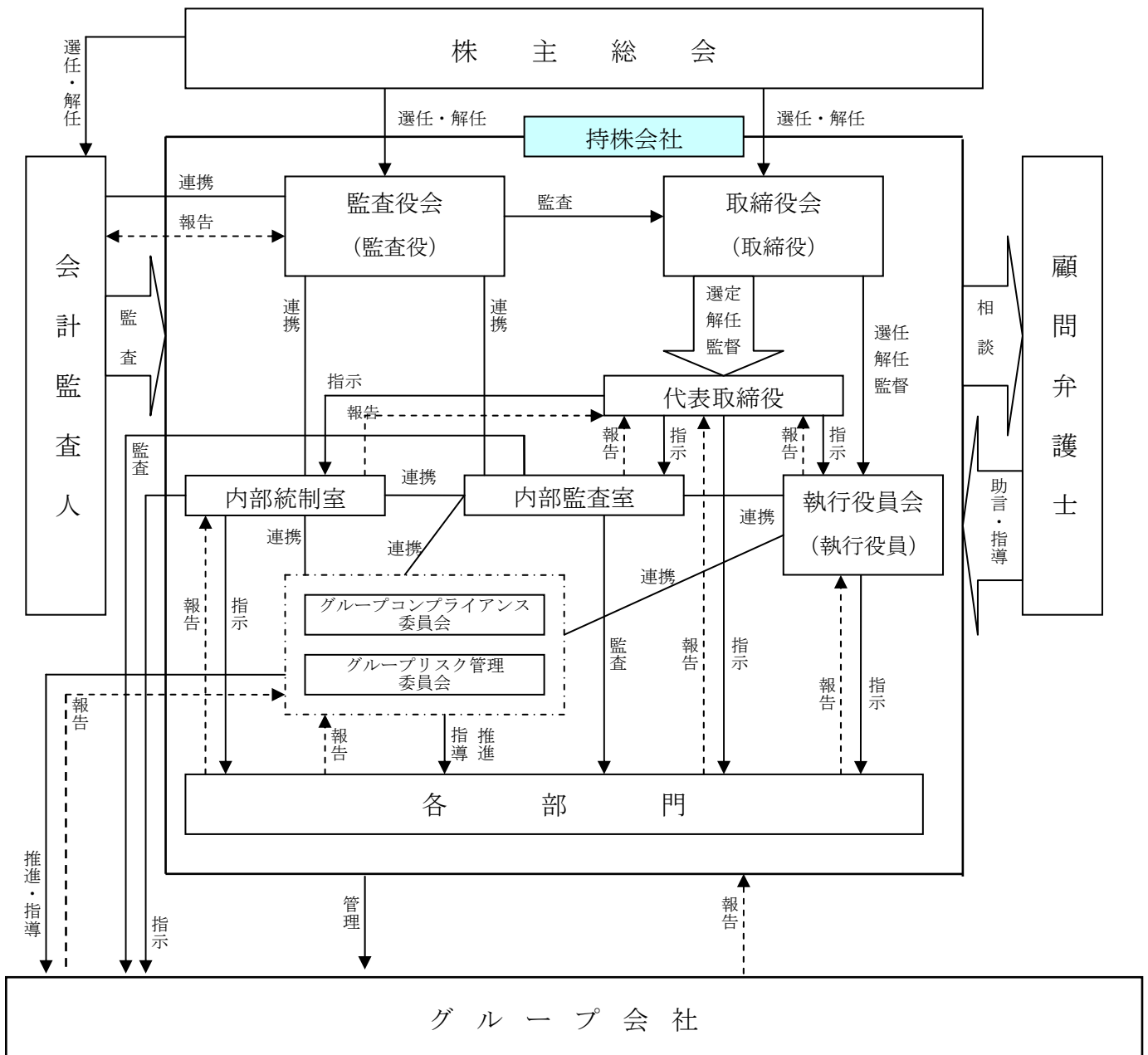
(3) 情報開示の方法は、情報取扱責任者の指示により、経営企画部内のIR・広報室がTDnet登録、資料投函、主要新聞社への配信、記者会見、自社ホームページへの掲載などにより行っております。

3. 適時開示体制の維持とモニタリングの整備

当社は内部監査部門として、社長の直轄組織の内部監査室を設置し、当社の各部署及び当社の子会社に対し、業務の適正な運営がなされているか計画的に監査を行うとともに、不正過誤を防止し、業務の改善、能率の向上に努めております。

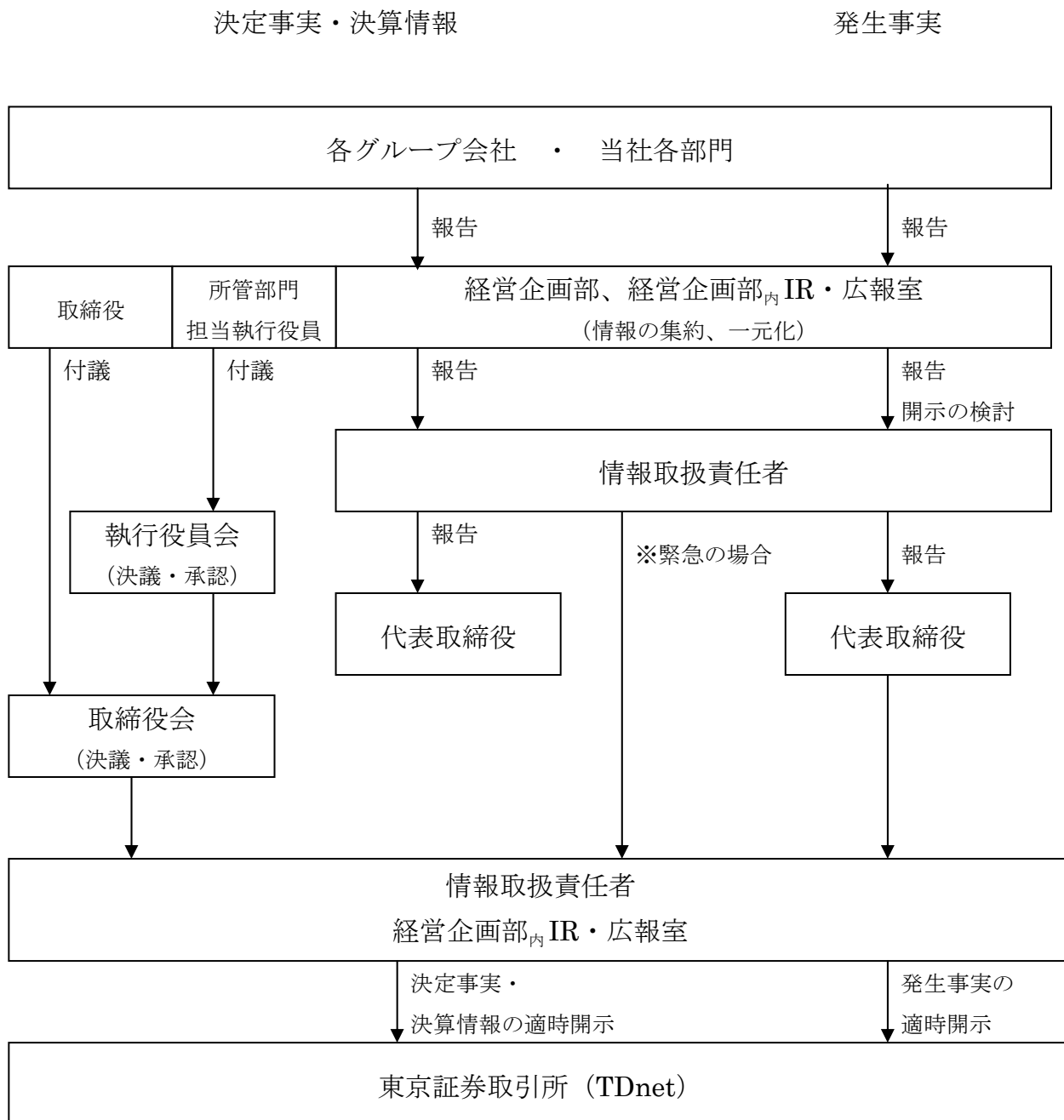
適時開示体制につきましては、東京証券取引所、主幹事証券会社、株式事務代行機関、顧問弁護士との連携に努めるほか、当社の内部監査室が、監査役、会計監査人並びに内部統制室とも適宜連携を取り、監査体制を向上させることで、適時開示体制の維持・向上を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下記のとおりであります。





当社の会社情報の適時開示体制は下記のとおりであります。



※発生事実及び業績予想の修正につきましては、速やかに適切な開示を行うべく、代表取締役又は情報取扱責任者の判断により、取締役会を経ずして開示を行うこともあります。その際は、開示後に改めて、取締役会に報告が行われます。